

北秋田市教育大綱

《令和3年度～令和7年度》

1 策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会で構成する総合教育会議での協議を経て、市の教育行政の根本となる方針を定めるものです。

地教行法第1条の3

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

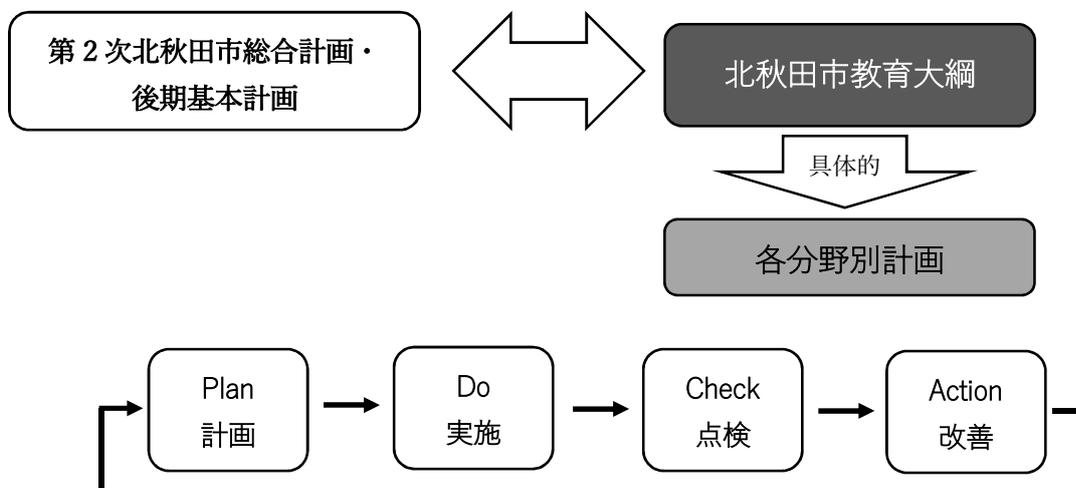
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合教育会議において協議するものとする。

2 基本的な考え方

本市では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第2次北秋田市総合計画・後期基本計画」を策定し、「住民が主役の“もり”のまち」を将来像に掲げ、人口減少の抑制に向けて、市民を主役に市民相互のぬくもりや見まもりを大事にし、地域全体をもり上げることを目指しています。

教育大綱は、「第2次北秋田市総合計画・後期基本計画」における教育に関する施策の内容を踏まえて基本的な方針を示すものです。

また、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理執行についての点検・評価を活用した外部評価を行います。



3 期 間

令和3年度から令和7年度までの5年間。

※必要性が生じた場合には随時見直します。

4 基本理念

『命のたいせつさを学び文化をはぐくむ豊かなまちづくり』

※第2次北秋田市総合計画後期基本計画 基本理念3

5 基本的な方針

1) 心豊かでたくましい人間性を育む教育の充実

<目標>

- ① 次代を切り拓くための資質・能力の育成
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ ふるさとを愛し、ふるさとを支えようとする子どもの育成

2) 学びを通じた協働による地域づくり

<目標>

- ① 学びを通じた協働による地域づくり
- ② 豊かな生きがいづくりの創造と地域課題への挑戦
- ③ 幼児・学校教育における学校・家庭・地域社会連携の推進
- ④ 心を豊かにする芸術文化の振興
- ⑤ 文化財継承に向けた保存、活用の推進

3) スポーツを通じて市民が健康で活力ある元気な北秋田

<目標>

- ① スポーツ環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進・スポーツを通じた地域活性化
- ③ 競技スポーツの向上